

広島県告示第七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

平成二十五年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町東八幡原字臥龍山二三一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木が所在する市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）